

令和 2 年

西条市議会第 7 回 1 2 月定例会提出議案書

(その 4)

西 条 市

目 次

議案第 1 3 3 号	工事請負契約の締結について	1
議案第 1 3 4 号	財産の取得について	5

議案第 1 3 3 号

工事請負契約の締結について

西教総工第 6 号飯岡小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 契約の目的
西教総工第6号
飯岡小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事

- 2 契約の方法
一般競争入札

- 3 契約の金額
293,255,820円

- 4 契約の相手方
愛媛県西条市神拝甲132番地4
西条建設株式会社
代表取締役 星 加 隆 夫

提案理由

西教総工第6号飯岡小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 3 4 号

財産の取得について

次のとおり G I G A スクール用端末（教員用）を取得するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 7 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 取得物件
G I G Aスクール用端末（教員用）

- 2 取得の方法
一般競争入札

- 3 取得金額
34,080,750円

- 4 取得相手方
愛媛県西条市樋之口454番地3
四国通建株式会社 西条営業所
所長 伊藤 健 司

提案理由

G I G Aスクール用端末（教員用）を取得することについて、議会の議決を求めようとするものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。